

審 第 5 9 4 号
答 申 第 2 3 6 号
令 和 元 年 6 月 1 1 日

千葉県公安委員会
委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 土屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年5月10日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第213号

平成29年3月10日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定（平成29年2月24日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年2月24日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年2月14日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後10時ごろ、〇〇〇〇での飲酒代金トラブルの件で、私の携帯電話〇〇-〇〇-〇〇から〇〇警察署へ通報した際に作成された加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「交番直接届出加入・消防・来署・無線受理処理結果票（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け署受理番号〇〇）」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年3月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成29年5月10日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

本件文書の所属記載欄の3行目、4行目、黒塗潰し 開示を求める。

イ 審査請求の理由

発生場所〇〇経営者〇〇、〇〇らは閉店後、居酒屋〇〇店内で審査請求人に対し2,000円で呑み放だい、来店すると客人から金5,000円借りてコンビニ店で缶ビール買い。請求人へ5,000円請求（刑事課平成〇〇年〇〇号、〇〇店内へ〇〇、〇〇らが店内で目撃者）平成〇〇年〇〇月〇〇日（土）〇〇 〇〇店内の目撃者（審査請求人は被害者）

- (2) また、審査請求人は、反論書及び意見書（反論書に添付されたもの）においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 本件文書については、平成〇〇年〇〇月〇〇日に警察官2名が事情を聞き取り

した「所属記載欄」を一部不開示としているが、当日、飲食店の経営者が審査請求人に対し入店禁止と述べたとする点。

イ 通報の目的は、飲食店の経営者らを民事裁判の証人申請とするためであるとする点。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇の居酒屋において審査請求人が他の客に暴行を受けた件について、飲食店の経営者らは目撃者であるとする点。

エ 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇の居酒屋において警察官から暴行を受けた件について居酒屋店主や飲食店従業員らは目撃者であるが、審査請求人が覚書を依頼しても拒否されたことから、本件文書の「所属記載欄」を開示させるべきであるとする点。

オ 審査請求人が民事裁判の提訴について準備中であるとする点。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 不開示部分及び理由

ア 受理者欄及び処理者欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で定める警察職員の氏名に該当するため。

イ 所属記載欄の一部

開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、地域警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 本件決定の妥当性

ア 条例第17条第2号の該当性

本件決定において不開示とした「所属記載欄の一部」については、審査請求人の通報に基づき現場に臨場した警察官により把握された、請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されており、対応の経過及び対応結果を明らかにする必要性から記録化しているものである。よって、条例第17条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

(ア) ただし書イについて

事案に対応した警察官が通報者以外からの調査等により職務上知り得た一連の対応記録を「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるとは認められないことから、ただし書イには該当しない。

(イ) ただし書ロについて

不開示部分を開示又は不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財

産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、ただし書ロには該当しない。

(ウ) ただし書ハについて

ただし書ハでは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については開示とすることを規定しているが、本件不開示部分については、ただし書ハには該当しない。

(エ) ただし書ニについて

ただし書ニは、イ、ロ、及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示できる規定である。したがって、一般的には、個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通する立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

本件においては、開示請求者と当該第三者の利害が共通している立場にあるとはいえないことから、ただし書ニには該当しない。

イ 条例第17条第6号の該当性

条例第17条第6号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、同号イからへまでに掲げた事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような事務又は事業であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等があり得るものである。

同号該当性について検討するに、110番通報や加入電話等による通報へ警察官が対応すること（以下「地域警察活動」という。）及び交番直接届出加入・消防・来署・無線受理処理結果票等の作成による記録化は、「同種のものが反復されるような事務」に該当する。

通報事案の対応経過において警察官が必要に応じて通報者以外の関係者に関して調査した情報等を開示することで、その情報が独り歩きすれば、関係者等の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している地域警察活動に関して、関係者に誤解や憶測を招くこととなり、事件・事故等の発生に際して県民が警察への通報や現場での協力をためらい、正確な情報が得られなくなるなど、警察による事件の認知、事案処理、適正な遂行等の地域警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。よって、条例第17条第6号柱書の不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、平成〇〇年当時の状況等を主張していると認められるが、それらは本件決定に係る不開示部分の開示不開示判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の対象文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、審査請求人からの通報を受け〇〇市内の飲食店に警察官が派遣された事案（以下「本件通報事案」という。）について、事件名、発生日時、場所、対応時刻、処理経過等が記録された受処理結果票であり、これらの情報のうち、本件決定において不開示とされた情報は、本件通報事案の受理及び処理を担当した警察職員の姓（以下「不開示情報1」という。）及び「所属記載欄」に記載された本件通報事案への対応状況等の一部（以下「不開示情報2」という。）である。

イ 審査請求人は、本件審査請求においては、不開示情報2の開示を求めているところ、実施機関は、不開示情報2は条例第17条第2号及び第6号に該当し不開示が妥当である旨を主張するが、審議会としては、以下、本件決定による不開示情報1及び不開示情報2の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報1について

ア 不開示情報1は、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

イ そして、不開示情報1により識別できる警察職員は、いずれも警察職員規則第1号に規定する「警部補以下の階級にある警察官」であるため、その姓については条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、その他、同号ただし書イ、ロ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

ウ よって、不開示情報1は、条例第17条第2号に該当し不開示が相当である。

(3) 不開示情報2について

ア 不開示情報2は、審議会がその内容を見分したところ、本件通報事案にかかわる審査請求人以外の特定の個人の言動に関する情報であることから、条例第17条第2号本文に該当し、さらに、法令等の規定又は慣行として審査請求人がその内容を知り得るような事情は見受けられないことから同号ただし書イに該当するとは認められず、その他、同号ただし書ロ、ハ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

イ また、不開示情報2は、審査請求人以外の特定の個人を識別できることとなる情報若しくは当該個人が誰であるかを推測することが可能であり当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第18条第2項の規定により部分開示することはできない。

ウ よって、不開示情報2は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号ハ該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 5月11日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成29年 6月12日	反論書等の写しの受理
平成31年 2月21日	審議（平成30年度第10回第1部会）
平成31年 3月20日	審議（平成30年度第11回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者